



2025年8月29日

各位

会社名 株式会社 NTT データグループ
代表者名 代表取締役社長 佐々木 裕
(コード：9613 東証プライム)
問合せ先 IR室長 遠藤 荘太
(TEL. 03-5546-8119)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年7月24日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」（以下「2025年7月24日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年9月25日まで整理銘柄に指定された後、2025年9月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2025年7月24日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式について、256,029,428株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
1,402,499,995株

- ④ 効力発生前における発行済株式総数
1,402,500,000株
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
20株
- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
- (i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由
- 本株式併合により、NTT株式会社(以下「公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。
- 本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。
- 当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者のみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年9月26日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。
- この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年9月29日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が保有する当社株式の数に、本公開買付価格と同額である4,000円を乗じた金額に相当する金銭を、株主の皆様へ交付できるように価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。
- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
NTT株式会社(2025年7月1日付商号変更前の日本電信電話株式会社)
- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性
- 公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を公開買付者がNTTファイナンス株式会社(以下「NTTファイナンス」といいます。)との間で2015年9月10日に締結したCMS基本契約書に基づくNTTファイナンスからの借入れにより賄うことを予定しており、NTTファイナンスは、上記の公開買付者に対する貸付けを、NTTファイナンスの保有する現預金、社債若しくはコマーシャルペーパーの発行により調達する資金及び/又は金融機関からの借入金(①株式会社三菱UFJ銀行との間で2025年6月20日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金、②株式会社みずほ銀行との間で2025年6月20日に締結した実行可能期間

付タームローン契約書に基づく借入金、③株式会社三井住友銀行との間で2025年6月20日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金、④農林中央金庫との間で2025年6月20日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金及び⑤三井住友信託銀行株式会社との間で2025年6月20日に締結した実行可能期間付タームローン契約書に基づく借入金等)を原資として行うことを予定しているとのことであり、当社としても当該CMS基本契約書及び上記①乃至⑤の借入に係る各タームローン契約書を確認することにより、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年10月下旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることにについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2025年11月下旬以降を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により当該当社株式を売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行ったうえで、2025年12月下旬以降を目途に、当該売却代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該定款一部変更の内容の詳細は2025年7月24日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年9月30日に効力が発生する予定です。

- (1) 本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数を20株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできなくなるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第7条（自己株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単

元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び現行定款第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

- (4) 本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有するものは公開買付者のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づく場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（招集）第4項を削除するものであります。
- (5) 本臨時株主総会における本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有するものは公開買付者のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供措置に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2025年8月29日（金）
整理銘柄指定日	2025年8月29日（金）
当社株式の最終売買日	2025年9月25日（木）（予定）
当社株式の上場廃止日	2025年9月26日（金）（予定）
本株式併合の効力発生日	2025年9月30日（火）（予定）

以上